

[学術論文]

子ども食堂とフードバンクの活動（1）

Activities of Children's Cafeterias and Food Banks

古賀 弘之・長須 正明

Hiroyuki KOGA, Masaaki NAGASU

Studies in Humanities and Cultures

No. 36

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 36号

2021年7月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY
NAGOYA JAPAN

JULY 2021

[学術論文]

子ども食堂とフードバンクの活動（1）

Activities of Children's Cafeterias and Food Banks

古賀弘之・長須正明

Hiroyuki Koga Masaaki Nagasu

1. 子ども食堂とフードバンク活動の始まりと変遷（長須）
 - 1.1 子ども食堂
 - 1.1.1 子どもたちに食事を提供する活動
 - 1.1.2 日本における学校外で食事を提供する活動
 - 1.1.3 子ども食堂の開設と発展
 - 1.1.4 子ども食堂の現在と問題点
 - 1.2 フードバンク
 - 1.2.1 フードバンクの始まり
 - 1.2.2 アメリカにおけるフードバンクの拡大
 - 1.2.3 フードバンクの世界的拡大
 - 1.2.4 日本におけるフードバンクの設立と展開
2. フードバンクへのインタビュー調査（古賀）
 - 2.1 フードバンクとは
 - 2.2 活動の経緯
 - 2.3 インタビューの分析
 - 2.4 インタビューの分析から得られた知見
3. 総括

要旨 本研究は、フードバンク活動についてインタビュー調査した内容を KHCoder で分析したものである。フードバンクを対象としたのは、青少年のキャリア支援において「食」に関わる重要な活動が行われているためである。本研究では、子ども食堂についても紹介しつつ、フードバンクについて、地域における食糧支援の在り方と今後の方策について述べた。社会においてフードバンクの活動は重要でありながら、ボランティアによる現在の活動の限界もあり、この点、社会でフードバンクを支える方法を考えるべきである。

キーワード：子ども食堂，フードバンク，食糧支援

1. 子ども食堂とフードバンク活動の始まりと変遷

「子ども食堂」も「フードバンク」も、人間の生存のための基本行動である「食」にかかわる福祉活動である。その本質は「経済的もしくはその他の資源の制約のために十分な食料にアクセスできない状態」（アメリカ・農務省の定義）、すなわちフード・インセキュリティ（food insecurity）である。本論文は、名古屋市及びその周辺の「子ども食堂」と「フードバンク」を訪問して、その実際の活動内容と課題を明らかにしようとするものであるが、まずこうした活動はいつごろから起こり、どのように展開して現在に至るのかを概観することにしよう。第2報で、「子ども食堂」の調査結果を取り上げたいと考えているため、本稿では、「子ども食堂」と「フードバンク」について説明する。

1.1 「子ども食堂」

1.1.1 子どもたちに食事を提供する活動

子どもたちに食事を提供する活動は、学校給食がよく知られているが、アメリカでは1932年のオスロ朝食の導入と1966年の学校朝食計画の開始、イギリスでは1990年代の朝食クラブの導入がそれにあたる。日本の学校給食は、1889年山形県鶴岡市の中愛小学校で、無料でおにぎりや漬物の昼食を配ったこととされている（川越・鈴木 2014, p129.）。学校給食は第2次大戦後、児童の欠食対策として徐々に行われ、給食の目的が「欠食児童対策」から「教育の一環」（食育）に変わって、1954年に学校給食法が制定・施行されて、現在は食育の重要な役割を持つに至っている。

学校以外での子どもたちに対する食事の提供は、ドイツ・ライプツィヒでは「ライプツィヒ市子どもと婦人の支援団体」が子どもたちに食の大切さを伝えるため、2012年に「子ども食堂（Leipziger Kinder-Erlebnis-Restaurant）」を開設したのが一例である。この活動の趣旨は「ただ満腹になるためだけに食べるのではなく、子どもたちに調理の楽しさを教えながら、健康に良い食事についても知ってもらおう」というものである（ミンクス典子, 2016）。また、フィンランドでは、夏休みの平日限定で子どもたちの遊び場で昼食を提供する公的（市営）活動がある。その他、歴史的に教会等で炊き出しが行われてきたが、子どもに限定したものではなく、慈善活動として広く「求める人」に対する支援であった。

1.1.2 日本における学校外で食事を提供する活動

学校以外で子どもや若者に食事を提供する活動は「子ども食堂」設立前から行われていた。広島市基町のアパートを拠点に（2016年からは「基町の家」を拠点に）、犯罪や非行に走ったりした少年・少女たちに毎日無料で「家庭の味」として食事を提供してきた「食べて語ろう会」（2015年からは「NPO 法人食べて語ろう会」理事長）の中本忠子の活動は、「子ども食堂の一つのルーツ」ともいえる例である。1980年に保護司となった中本忠子は、82年に中学2年生のシンナーをやっている少年を担当して「お腹が満タンにしておくとシンナーを吸わなくてええ」の言葉を信じて食事を提供し始めたという（中本 2017, p. 19）。それ以来、毎日子どもを信じて、食物アレルギーには細心の注意をはらって食事を提供してきたという。

「保護司」が担当する少年・少女に食事を提供する根拠は何なのか？保護司の使命は「社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに・・・（以下略）」（保護司法第1条；昭和25年5月25日法律第204号）であり、「保護観察所の長が必要と認める方法によって・・・一

適切な住居その他の宿泊場所がない者に対し、宿泊場所並びに宿泊に必要な設備及び備品を供与すること。
二 適切な食事を得ることができない者に対し、食事を給与すること。」（犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則第 65 条および第 116 条：平成 20 年 4 月 23 日法務省令第 28 号）、「国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに・・・（以下略）」（再犯の防止等の推進に関する法律第 15 条：平成 28 年 11 月 14 日法律第 104 号）と規定されている。ただし、あくまで救護・更生緊急保護であり、毎日提供するというのは任意のボランティア活動で保護司の必須の任務ではない。中本は 2010 年に保護司を定年で退任した後も、ボランティアの協力者とともに活動を続けている。「保護観察切れました、はい、あなたとの関係はここまでです、それっきりなんてことは、私にはできない。（中略）子どもたちがご飯を食べる姿を見ていたらやっぱりね、やめるというわけにはいかない。」（中本 2017, p. 184.）。一人の信念が運動の理念となり、活動の指針となっているといえる。

1.1.3 子ども食堂の開設と発展

日本における「子ども食堂」という名称は、東京都大田区東矢口で地域の居場所づくり活動をしていた近藤博子が、2012 年 8 月「気まぐれ八百屋だんだん」の一角に「子ども食堂」を開いたのが始まりとされている。近藤は、それ以前から地域の居場所づくり活動として「気まぐれ八百屋」「ワンコイン寺子屋」「みちくさ寺子屋」など常設ではないものの、問題意識に応じた活動を続けてきた。とくに、近隣の小学校副校長から聞いたエピソードなどから「学校や家庭が居場所にならない子どもは社会の中に居場所を見つけにくい」と考え、「子どもが一人でも安心して来られる無料または低額の食堂」として「子ども食堂」と名付けた。もともとが地域の居場所づくり活動であるから、「子ども食堂」は「子どものためだけ」の食堂ではなく、様々な人たちが交流できる「場」としての意味を持つ。

同じ頃東京では、プレイパークなどのボランティア活動をしていた栗林知絵子を中心に 2012 年 6 月「豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク」が設立され（NPO 取得は 2013 年 8 月）、2013 年 3 月には「要町あさやけ子ども食堂」を開設した。その後、同団体は 2015 年 1 月「子ども食堂ネットワーク」設立に参画するとともに、豊島区内に「椎名町こども食堂」（2015 年 11 月）「池袋子ども食堂」（2015 年 11 月）「ほんちよこ食堂」（2016 年 5 月）を開設した。さらに 2016 年 9 月には「豊島子ども食堂ネットワーク」設立に参画し、2018 年からはフードバンク的な「パントリー」事業も行っている。

近藤らの活動も WAKUWAKU ネットワークの活動も地域の居場所づくりという共通の基盤があるが、WAKUWAKU ネットワークは単なる居場所を超えて「地域の子供や貧困で孤立する家庭に手を差し伸べることを目的」としている点と活動の多様な広がりによる特徴がある。

「子ども食堂」は、2015 年全国組織である「子ども食堂ネットワーク」の組織化、同年と翌 2016 年の「子ども食堂サミット」の開催によって全国にその活動が広がった。その多くは民間団体であるが、北九州市では子育て支援課が主体になって 2017 年 8 月「子ども食堂ネットワーク北九州」が発足して、食品衛生管理や食育の研修会などを定期的に開いたり、子ども食堂の運営に必要な助成金の申請手続きもサポートすることになった。

1.1.4 子ども食堂の現在と問題点

「子ども食堂」の活動は2012年の開設から8年が経過したが、NPO法人全国子ども食堂支援センターむすびえの『子ども食堂全国箇所数調査結果 2020年版』（2020；2021年2月修正値）によれば、その数は5,086になっている。前年2019年と比較すると1368箇所増加しており、2016年（319箇所）と比較すると4,767箇所の増加（約16倍の増加）である。これらのことから「子ども食堂」は2017年以降急速に増加しているといえる。「子ども食堂」が多いのは東京都621（2020年3月）、大阪府357（10月）、神奈川県288（10月）、少ないのは島根県18（7月）、富山県22（10月）、徳島県23（11月）である。全体としてみれば人口の多い大都市圏に多いが、小学校数に対する比率（むすびえの調査では「充足率」という指標で説明している）で見ると、人口の少ない県では滋賀県140（11月）、鳥取県60（10月）などが相対的に高い。愛知県は145（9月）である。

廣繁・高増（2019）は子ども食堂の開設頻度を調査して報告しているが、それによれば月1回程度（47施設：46.1%）が最も多く、毎日（3施設：2.9%）はほとんどなく、週4-6回（2施設：2.0%）、週2-3回（7施設：6.9%）をあわせても12%に満たない。

「子ども食堂」の課題として、農林水産省調査結果（2018）では「来てほしい家庭からの参加の確保」、 「運営費の確保」、 「運営スタッフの負担の大きさ」が挙げられている。また、廣繁・高増（2019）はそれらに加えて「認知度の低さ」、「地域の理解」、「利用者の減少」などを挙げている。さらに、衛生面として、福祉目的の場合許可は必要ないと判断されることもある「衛生管理検査、確認検査、営業許可」など通常の食堂レベルの安全性の確保の問題もある。

その設立の経緯からすれば、ほとんどの子ども食堂は地域に開かれた形、対象となる子どもや大人を限定しない形で運営されている。現場に行けば「親子が楽しく食事する風景」がみられるのはその表れである。しかし、生活福祉の視点にたてば「低所得や養育困難な家庭の親や子」に来てほしいところであるが、その面を強調すれば「貧困者」のレイベリングによる社会的スティグマによって足が遠のくことにもなりかねない。どうしても「これはこれでいいんだけど、本当に必要としている子に届いているのだろうか？」という”もやもや”が残るのである（湯浅，2016）。

1.2 フードバンク

1.2.1 フードバンクの始まり

アメリカでは大恐慌（1929年）後に食料不足と農産物の過剰生産の問題が起り、フーバー政権とF.ルーズベルト政権によって、過剰生産された農産物を学校を通して生活困窮者に無償配布したり、貧困層が食料品店でフードスタンプと農産物を交換できる事業が開始された。貧困層に対する生活支援政策としては現金給付のほうが望ましいことは言うまでもないが、アメリカでは過剰農業生産物の処理の問題が大きく、その後も食料現物支給政策が続けられた。

大原（2008）によれば、世界最初のフードバンクは1967年にアメリカ・アリゾナ州フェニックスで設立された「セント・メアリーズ・フードバンク」(St. Mary's Food Bank Alliance) である。設立者は「スープ キッチン」(Soup Kitchen:生活困窮者のための無料食堂) のボランティアであったジョン・ヴァン・ヘンゲル (John van Hengel : 1923-2005) であり、彼は「商品価値のなくなった食料がまだ食べられ

るのに、スーパーマーケットで捨てられているのを知り、店から食料を譲り受けて教会の倉庫に保管して、福祉団体に支給（寄付）する」事業としてこの活動を始めたのである。

1.2.2 アメリカにおけるフードバンクの拡大

「フードバンク」運動はその後アメリカ各地に徐々に広がりを見せるようになった。そこで、セント・メアリーズ・フードバンクはジョン・ヴァン・ヘンゲルをコンサルタントとして、連邦政府から補助金を得て「フードバンク」システムを全国に普及する活動を始めた。その結果、1977年には全国18の市でフードバンク団体が設立された。また、1976年に設立されたフードバンク普及組織は、1979年に全国ネットワーク組織セカンド・ハーベスト（Second Harvest : America's Second Harvest）に改組され、さらに2008年にはフィーディング・アメリカ（Feeding America）と改称して現在に至っている。フードバンク運動は現在でも生活困窮者支援システムとして大きな役割を担っているが、その活動団体の90%以上は連邦政府が福祉予算を大幅に減額したレーガン政権の1981年以降に設立されていることには注意が必要である。

1.2.3 フードバンクの世界的拡大

1984年、カトリックの慈善団体メンバーであったベルナルド・ダンドレルによって、最初のフードバンクがフランス・アルクイユで設立され、その組織はバンク・アリマンテール全国連盟（Bank Alimentaires Alliance; 「食料銀行」の意味）に発展した。1986年にはベルギーにフードバンクが設立され、同じ年にヨーロッパフードバンク連盟（FEBA: Federation Européenne des Banques Alimentaires）が設立された。また、1987年からはEC（のちEU）の共通農業政策（CAP）の一環としてEU最貧困者食糧配給プログラム（The European Union Food Distribution programme for the most Deprived Persons:MDP）が展開された。このプログラムは、当初はEUの農産物政策の一環として開始されたが、次第に一般市場で食料を購入して配布する割合が増えて、生活困窮者支援政策としての比重が重くなり、予算が増大した。MDPは2013年末で終了して、2014年3月からはヨーロッパ貧困援助基金（The Fund for European Aid to the Most Deprived:FEAD）に引き継がれた。それによって、活動が食料支援から衣料品などの生活物資や精神障害者へのケアなどにも拡大し、対象国も19か国から全加盟国に拡大した。この動きから、明らかにフードバンク活動は食料政策から貧困政策へシフトしたといえる。

ヨーロッパでは1980年代後半から90年代にかけて、フランスに近いベルギー、スペインからイギリス、さらにポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、リトアニア、セルビアなどの東欧諸国にもフードバンクが設立されて現在に至っている。

アジア、とくに東アジアでは強固な官僚性が残り、国家権力が強く、儒教的価値観のもとで福祉の責任は家族やコミュニティに置かれて福祉国家のシステムは構築されてこなかった。1997年にアジア通貨危機が起きて大量の失業者と貧困者が発生した状況下で、韓国では1998年1月に政府が福祉政策として全国4か所でフードバンクのモデル事業を開始し、6月からはフードバンク事業は全国的に展開された。政府主導でフードバンクが開発・展開されたことは、他の国には見られない特徴である。現在、政府系フードバンクは政府（保健福祉部）が韓国社会福祉協議会に委託して運営される全国フードバンクを頂点として、

広域自治体（道・広域市）の指導監督のもとに運営される広域フードバンク、基礎自治体（市・郡・区）レベルの基礎フードバンクの三層構造になっており、これらと聖公会が独自に運営する民間のフードバンクが併存している。2000年代以降、フードバンクは韓国をはじめ台湾、香港、シンガポール、日本などに活動が広がっている。

1.2.4 日本におけるフードバンクの設立と展開

日本においては、チャールズ・マクジルトンを中心に2000年1月に東京で炊き出しの食材を集めるための連帯活動がおこり、2002年7月にNPOを取得して“Food Bank Japan”として本格的な活動を開始した。この団体は2004年に“Second Harvest Japan”（2HJと略記）改称して現在に至る。ほぼ同時期、2003年4月にブライアン・ローレンスと中尾朱美を中心にコストコホールセールジャパン尼崎店からの提供を受けて大阪市内のホームレス支援団体に無償分配する活動が開始され、同年8月に団体設立、2004年1月にNPO法人フードバンク関西（本部は尼崎から芦屋を経て現在は神戸市東灘区）となった。2HJ、フードバンク関西ともに子ども食堂との連携がなされているが、全国組織としてフードバンク活動をおこなう2HJに対して、地域密着型ともいえるフードバンク関西は「兵庫子ども食堂ネットワーク」を設立して事務局となっていることから、より強いつながりがみられる。

2007年以降、フードバンクは沖縄、広島、愛知、北海道、青森をはじめとして全国に設立されている。2021年4月21日時点で農林水産省が把握しているフードバンク活動団体は136であり、愛知県内のフードバンク活動団体は6である。

フードバンク活動を所管する農林水産省は「食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する『フードバンク』と呼ばれる団体・活動があります。まだ食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品（いわゆる食品ロス）を削減するため、こうした取り組みを有効に活用していくことも必要と考えています」として、「農林水産省では、食品ロス削減を図る一つ的手段としてフードバンク活動を支援します」という姿勢を示している。ここから分かることは、フードバンク活動は食を通じた福祉の側面よりは、食品ロス削減を目指す食糧政策の面が強いということである。こうした姿勢はフードバンク活動団体にも共有されているのだろうか。たとえば、2HJは活動の目的として「社会の誰からも助けを得られず、食べ物に困る状態になってしまった人に直接食料を届けるハーベストパントリー活動を拡大し、食料に関するセーフティーネット＝フードセーフティーネットの構築を目指します」としている。フードバンク関西は「市場や家庭では、余っていたり使われなくなった食品があふれている一方で、『今日食べる物が無い』『明日の食事の当てが無い』といった食の困窮者がいます。私たちは、この2つの課題をマッチングすることで、“もったいない食品”を救い、“誰もが食べ物を得られる社会”を目指す活動をしています。」と説明している。どちらかといえば、フードバンク活動団体の方が食糧政策というよりは食を通じた福祉の側面を重視しているといえるのではないだろうか。（長須正明）

2. フードバンクへのインタビュー調査

2.1 フードバンクとは

農林水産省によると、フードバンクとは食品企業の製造工程で発生する規格外品（まだ食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品）などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体・活動である。

A 団体リーフレットでは、次のように記載されている。フードバンクとは直訳すると「食べ物の銀行」である。様々な理由により、まだ食べられるにも関わらず捨てられる運命の食品を企業・個人から寄付いただき、各種福祉施設・団体や困った個人へ提供する活動である。

2.2 活動の経緯

A 団体は、2008 年に東京の団体を紹介する TV 番組を見た有志によって、東海地方初のフードバンク団体として設立された。2009 年には NPO 法人格を取得し、本格的な活動を開始している。2010 年には日系ブラジル人や日本人ホームレスの支援団体への食品提供を中心に活動が拡大した。2014 年には行政と連携した個人支援活動を開始し、2015 年に認定 NPO 法人格を取得している。2017 年には東海地方ほぼ全域で行政の設置した相談窓口との連携が拡大し、2019 年に NPO 法人化して 10 周年を迎えている（A 団体リーフレットより引用）。

2.3 インタビュー内容の分析

今回は A 団体を対象に調査を行った。2020 年 12 月、A 団体において、1 人の関係者に 1 時間程度の非構造化のインタビューを行った。インタビュー前に、本研究の趣旨、本研究の公開の可能性などを伝え、了承を得ている。インタビュー内容は、同意を得て録音した。

インタビュー内容の逐語記録を作成し、KHCoder を使用して分析を行った。前処理を実行し、文章の単純集計を実施した結果、830 の文と 245 の段落が確認された。総抽出語数（分析対象ファイルに含まれるすべての語の延べ数）は、12,854（使用語数 4,184）で、異なり語数は 1,386（使用語数 1,029）であった。

KHCoder を使用して階層的クラスター分析を行った結果、インタビューの内容が 7 つに分類されることがわかった（図 1 参照）。そこで、KWIC コンコーダンスを用いて各クラスターの内容を確認し、7 つのクラスターを「1.社協との提携による自立した生活への支援」「2.自治体の相談窓口を通じた食糧支援」「3.団体支援と個人支援」「4.ボランティアによる食料の受け取りと配布」「5.食と支援に関する法律の功罪」「6.企業からの寄付を妨げる製造者責任問題」「7.福祉施設への食品配布」と命名した。

以下に、各クラスターのタイトル及び関連するインタビュー箇所から明らかになった特徴や課題を示し、続けて内容を代表すると思われるインタビュー箇所を示す。インタビュー箇所は対象者の監修のもとに、内容を損ねない範囲で表現を改めている。

1. 社協との提携による自立した生活への支援：生活保護の食い止め

A 団体は、生活困窮者が生活保護を受ける前に、自治体の窓口に助けを求めることを主張している。「…もっと気楽に相談窓口に行くように、皆さんが勧めるべきだと思います。行ったら行ったで、いろいろ親身になって相談に乗ってくれるところですから。国も生活保護になったら困るので生活保護になる前に何とか食い止めた方がいいです。」

実際に生活困窮者を支援する自治体の窓口として、三重県では民間の社会福祉協議会と連携することで

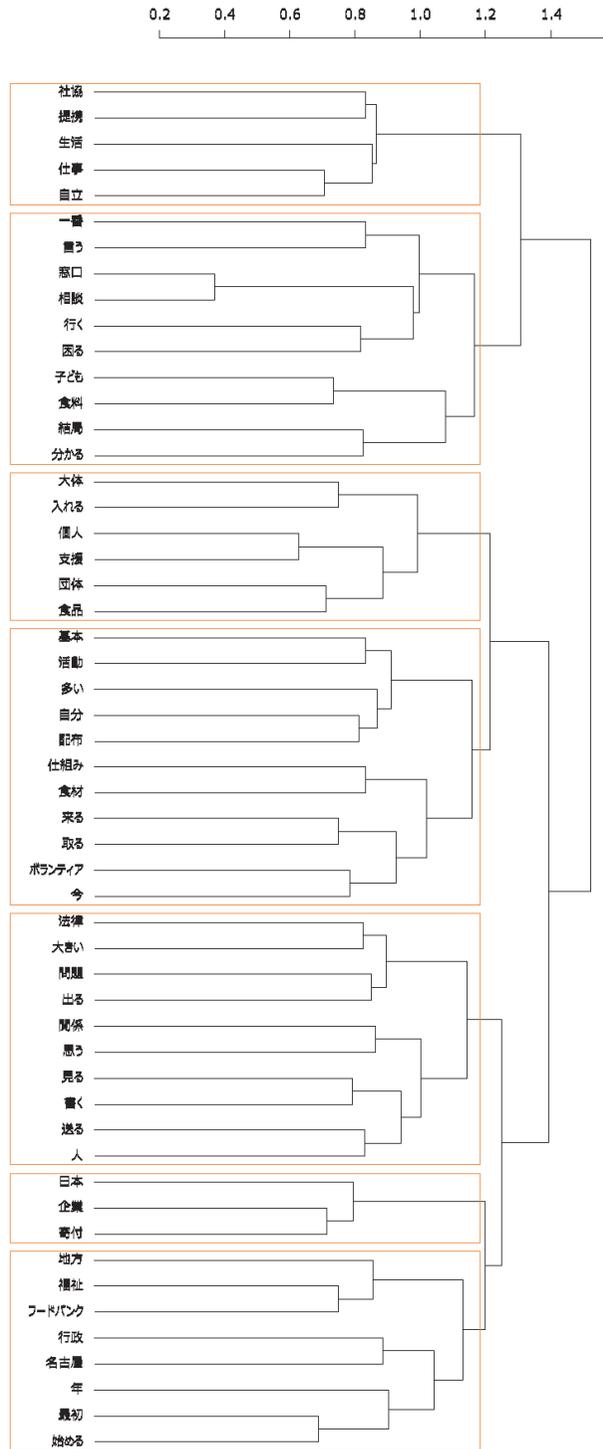


図1. インタビュー内容の階層的クラスター分析結果 (Ward 法)

支援に関する情報が広がった例が挙げられている。

「生活困窮者自立支援法の窓口も社協が請け負っているところが多いです。例えば三重県は全県社協が請け負っており、県社協との提携だけで全市町村の窓口と提携できました。」

つまり、自治体が社会福祉協議会と連携することが、支援の範囲を広げる可能性が指摘されている。

2. 自治体の相談窓口を通じた食糧支援：相談窓口を通じた個人支援と相談窓口による送料の負担

A 団体は相談窓口を通じて支援を求めてきた生活困窮者に対し、翌日には食料を届けている。

「困窮者が相談窓口に来て相談をして、相談員がこの人は食料支援が必要だと判断したら、我々の所に依頼書（FAX）を送る。依頼書には、性別、年齢、国籍、インフラの有無（電気、ガス、水道が使えるのかどうか）、本人か家族にアレルギーや糖尿病などの病気がないかどうか記入されています。当団体のボランティアはその依頼書を見て、その人に必要と思われる食品を段ボール箱に詰めます。それをゆうパックに載せて、翌日に相談窓口へ届くよう送ります。これが非常にクイックレスポンスで、（生活困窮者は）前日に相談に来たら、もう翌日には（食料を）受け取れるということになります。」

個人宛に配送する食糧は、支援を希望する人のアレルギーや持病を考慮して選択・配送されている。個人支援には送料の費用負担の問題が生じたが、相談窓口が負担することで問題解決されていた。

「段ボール（の配送料）は、大きいサイズで 1200 円ぐらいします。それから段ボール（の購入）に 100 円かかります。精米するのには 5 キロだったら 50 円かかります。（個人支援には）色々な経費がかかります。－（略）－ いろいろ相談して、相談窓口が（個人支援にかかる経費を）持ってくれるようになりました。これでうまく回るようになり、持続できる仕組みになりました。」

個人に対する支援では、生活困窮者の自立を促すために支援回数が原則として制限されている。

「…相談窓口と（連携して）支援するのは、その人に対して原則 3 回までとしています。それはなぜかという、 “その間に自立させてください” という願いがこもっているのです。それは相談窓口も理解しています。」

しかし、個人支援が 3 回では終わらないこともあり、継続的・断続的に支援が行われることもある。

3. 団体支援と個人支援：団体支援活動をベースとする個人支援活動

A 団体では自治体を通じた個人支援と、団体を通じての支援を行っている。団体支援があるからこそ、個人支援が可能となっている側面がみられる。

「…個人支援に使う（食材の）量というのは 500 トンのうちの 2 割弱です。どういうことかという、団体支援を中心に色々な種類の食材を集めることができ、－（略）－ そのために個人支援にバラエティーに富んだ食材を確保できるのです。ベースに団体支援がないと、個人支援も食材が中途半端になって色々なものを入れることができないのです。」

4. ボランティアによる食料の受け取りと配布：食料の配送費用に関する問題

A 団体は基本的にボランティアによって運営されており、給料をもらっているのは理事長と事務の 2 人だけである。食料の配送にかかるガソリン代は A 団体の負担となっているため、食料の引き取りには出向く

が、基本的に配送は行っていない。

「我々の団体の仕組みとして、基本的に配送はしていません。ここに必ず取りに来てくださいと伝えてあります。我々は食品メーカーに引き取りには行きます。ボランティアは引き取りの方が中心なんです。」

食料の引き取りと配送に関しては各団体によって異なるが、A団体においてはボランティアによる引き取りを中心とした活動を行っている。

5. 生活困窮者自立支援法の制定による支援の拡大：相談窓口を通じた食糧支援の広がり

生活困窮者自立支援法の制定による影響は大きく、相談窓口が一気に広がることになった。

「2014年に行政と連携した個人支援活動を開始しています。これは2015年に生活困窮者自立支援法という法律ができるのですが、2014年に名古屋市は、名古屋市社協が中心となって「名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター」を立上げ、そこでモデル事業を始めました。2015年に法が施行される前に。法律には食料支援という言葉は一切書いていませんが、やっぱり生活に困った方は“食べ物”という問題があります。そのモデル事業の中で、我々と提携して必要により食品パックを送ってもらえませんかという話が出てきました。このモデル事業をやって、色々なことがわかりました。当時われわれはどこに困った人がいるか、分かりませんでした。団体を通じて支援していましたが、本当に困った人はどこにいるんだろうという状態でした。一方、相談窓口は、食品を渡すことで、相談に来た困窮者に信用してもらえ、自立支援の相談が非常にやりやすくなりました。自立支援だから、家計の相談だとか、就労支援だとか、家の問題だとか、いろんなことを相談して、プログラム、作って、自立に向けて指導していく仕事が非常にやりやすくなりましたー（略）ー。困窮者は当然、困っている訳ですから、食品がもらえて喜んで頂けました。」

6. 企業からの寄付を妨げる製造者責任問題：善きサマリア人の法の制定に対する希望

海外とは異なり、日本の場合は企業が食料寄付を行ったとしても「製造者責任」の問題が付随する。そのため、企業は食品ロスを削減したい一方で、食中毒等の問題が発生することによるブランドイメージの低下を恐れて食料寄付に躊躇するというジレンマが生じている。

「海外やフードバンクが盛んな国では「善きサマリア人の法」というのがあります。…これは要するに食品メーカーがフードバンクに寄付したら、その食品についての責任は負わないという法律です。…ところが日本はそういう法律がなくて、必ず製造者責任となります。…だから企業としてはクレーム等で“企業のブランドイメージが低下”ということを懸念して、寄付活動に進めないという事情があるようです。…そこで我々は「同意書」という契約書を作成して、“食品メーカーにはご迷惑を掛けないようにします”ということを誓約しながら、営業活動している状況です。早くこのような法律が日本でもできないかと思っています。メーカーが寄付する活動に入るハードルを下げたいと思います。」

7. 福祉施設への食品配布：社協によるフードバンクの運営に対する希望

A団体の活動は基本的にボランティアによってまかなわれているが、理想として福祉施設との関連のある社協がフードバンクに携わることが、食を通じた生活困窮者の支援に適しているという見解が得られた。

「我々は社協さんがフードバンクをやるのが一番ふさわしいと思っています。現実にはフードバンクを

やっている社協もあります。－（略）－福祉関係の接点がたくさんあるのが社協だと思います。」

2.4 インタビューの分析から得られた知見

A 団体に対するインタビューの分析を通し、現在のフードバンクの活動には、主に以下の 2 点の課題があることが明らかになった。

①フードバンクの運営基盤の安定性

A 団体の運営は多くのボランティアの善意によって成立している。自治体を通じた個人に対する食糧支援にかかる送料は自治体が負担することで解決しているが、食料の引き取りや団体への食糧配送にかかる費用負担の問題は A 団体が担っているのが現状である。A 団体の善意によって成立している活動が持続可能なものであるためにも、団体支援の場合でも配送にかかる費用は自治体が負担するか、社会福祉協議会など運営基盤が安定した運営主体が中心となることが望ましいと思われる。

②食に関する法改正の必要性

農林水産省は食品ロスの削減を推進しているが、「製造物責任法」は企業からの食糧の支援を躊躇させる原因となっている。製造物責任法は国民の安全を保障する重要な法律ではあるが、生活困窮者の自立支援に関わる食料に寄付に関しては、海外の「善きサマリア人の法」に準じた対応がとられることが望ましいと考えられる。（古賀弘之）

3 .総括

本論文の目的は、名古屋市及びその周辺の「子ども食堂」と「フードバンク」を訪問して、その実際の活動内容と課題を明らかにすることであった。「子ども食堂」も「フードバンク」も、人間の生存のための基本行動である「食」にかかわる福祉活動であり、その本質は「経済的もしくはその他の資源の制約のために十分な食料にアクセスできない状態」におかれた子どもや大人を対象とする食に関する支援である。

本研究を通し、「フードバンク」に対するインタビュー調査では、運営基盤と食に関する法律の問題が明らかになった。フードバンクの活動は、子ども食堂の活動とは異なり、青少年と直接的に関わって支援することはない。しかし、団体としての福祉施設等への食糧支援を行い、個人に対しても原則として 3 回までの食料支援を行っている。キャリア形成に直接的に影響を与える支援ではないかもしれないが、命を支える「食」が保障されなければ、日々を生きるのに精いっぱい、長期的な将来を見据えたキャリアについて考えることは不可能である。フードバンクは食を通じた青少年の生活に関する自立支援を間接的に行っていると見えるが、支援を行うフードバンクの活動を持続可能なものとするための課題が残されている。

参考文献

（子ども食堂）

川越有見子・鈴木一憲 2014 「学校給食制度の役割と効果 1－戦後の学校給食法の制定までの経過について－」, 西南学院大学紀要 Vol. 18, pp. 129-138.

町田 大輔・長井 祐子・吉田 亨 2018 「実施者が評価する子ども食堂の効果：自由記述を用いた質的研究」, 日本健

康教育学会誌 26 巻 3 号, pp. 231-237.

中本忠子 2017 『あなた、ご飯食うたん？ 子どもの心を開く大人の向き合い方』, KANZEN.

中本忠子・食べて語ろう会 2017 『ちゃんと食べとる？』, 小島書房.

農林水産省 2018 『子供食堂と地域が連携して進める食育活動事例集 ～地域との連携で食育の環が広がっています～』

NPO 法人全国こども食堂支援センターむすびえ 2020 (修正版 2021) 『子ども食堂全国箇所数調査結果』(2020年12月; 2021年2月修正), NPO 法人全国こども食堂支援センターむすびえ.

廣繁理美・高増雅子 2019 「こども食堂の継続的な運営に関する検討一現状と課題を踏まえて」, 日本食育学会誌 第13巻第4号, pp. 297-310.

豊島子どもWAKUWAKU ネットワーク編著 2016 『子ども食堂をつくろう! 人がつながる地域の居場所づくり』, 明石書店.

湯浅誠 2019 「子ども食堂の過去・現在・未来」, 地域福祉研究 No. 47, pp. 15-27.

湯浅誠 2020 「こども食堂全国箇所数調査2020結果のポイント」, NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえ.

湯浅誠編・NPO 法人全国こども食堂支援センターむすびえ著 2020 『むすびえの子ども食堂白書 地域インフラとしての定着をめざして』, 本の種出版.

(フードバンク)

フードバンク関西ニュース第1号, フードバンク関西事務局, 2003年12月.

大原悦子 2008 『フードバンクという挑戦ー貧困と飽食のあいだで』, 岩波書店.

佐藤順子 2016 「日本におけるフードバンク活動の現在」, 佛教大学福祉教育開発センター紀要第13号, pp. 201-216.

佐藤順子編著 2018 『フードバンクー世界と日本の困窮者支援と食品ロス対策』, 明石書店.

(参考 URL)

<https://www.youtube.com/watch?v=1Pg1BCEaPC0> (東京ラブレター 2012.10 気まぐれ八百屋だんだん 店主 近藤博子さんに聞く)

<http://www.newsdigest.de/newsde/regions/reporter/leipzig/5247-958/> (ミンクス典子 2016 「私の街のレポーター ライブ チヒー食のプロジェクト 『子ども食堂』

<https://news.yahoo.co.jp/byline/yuasamakoto/20160724-00060184/> (湯浅誠 2016 「名付け親が言う『子ども食堂』は『こども食堂』ではない」)

<https://news.yahoo.co.jp/byline/yuasamakoto/20180505-00084818/> (湯浅誠 2018 「こども食堂に『本当に来てほしい子』は来ているのか?」)

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/attach/pdf/kodomosyokudo-40.pdf> (農林水産省 「子ども食堂向けアンケート調査集計結果一覧」, 2018年3月.)

特定非営利活動法人豊島 WAKUWAKU ネットワーク HP : <https://toshimawakuwaku.com/>

セカンドハーベスト・ジャパン HP : <http://www.2hj.org/>

フードバンク関西 HP : <https://foodbankkansai.org/>

農林水産省 HP : 「フードバンク」 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html

農林水産省食料産業局 : フードバンク活動団体一覧 : 令和3年=2021年4月20日時点 [foodbank-88.pdf \(maff.go.jp\)](https://www.maff.go.jp/foodbank-88.pdf)